

令和2年6月定例会 経済・雇用対策特別委員会の概要

日時 令和2年7月1日(水) 開会 午前10時 2分
閉会 午前11時53分

場所 第6委員会室

出席委員 岡地優委員長
美田宗亮副委員長
千葉達也委員、藤井健志委員、新井一徳委員、梅澤佳一委員、宮崎栄治郎委員、
江原久美子委員、石川忠義委員、田並尚明委員、権守幸男委員、秋山もえ委員

欠席委員 なし

説明者 [産業労働部]
加藤和男産業労働部長、新里英男産業労働部副部長、中山貴洋雇用労働局長、
藤田努産業労働政策課長、大熊聡商業・サービス産業支援課長、
近藤一幸産業支援課長、齊藤豊先端産業課長、秋山純企業立地課長、
小貝喜海雄次世代産業幹、大森明紀金融課長、島田邦弘観光課長、
田中健雇用労働課長、澁澤幸シニア活躍推進課長、
檜山志のぶウーマノミクス課長、稲葉岳産業人材育成課長

[総務部]
田中勉契約局長、辻幸二入札課長

[県土整備部]
三須康男県土整備部副部長、清水匠県土整備政策課長、小高巖建設管理課長

[都市整備部]
知久裕之営繕課長

会議に付した事件

埼玉県経済の動向と経済・雇用対策について

千葉委員

- 1 資料1の2の「③ 商業・サービス産業の育成」について、「意欲の高い商店街を対象とした空き店舗対策」とあるが、意欲の高い商店街として支援対象地域に選定する方法はどのようなものなのか。また、空き店舗対策について実績と成果はどうなっているのか。
- 2 資料1の2の「⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業等の支援」について、「中小企業制度融資の融資枠を十分に確保し、資金調達を更に支援」とあるが、信用保証協会や金融公庫が混み合っていて、地域差もあると思うが、融資までに1か月から2か月程度かかっていると中小企業経営者から聞いている。現状、融資までの期間はどの程度なのか。また、県としてどのような指導を行っているのか。
- 3 資料1の4の「⑤ 新型コロナウイルス感染症による雇用への影響対策」について、雇用調整助成金に係る緊急相談会の実績はどうなっているのか。
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響により失業した方に対する支援はどうなっているのか。
- 5 資料2の1の「(1) 公共事業費の推移」について伺う。グラフを見ると、公共事業費は平成26年度から令和2年度まで順調に伸びているが、企業の代表者等からは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後の需要の減少と新型コロナウイルス感染症の影響について、不安の声が上がっている。来年度以降の展望はどうなっているのか。
- 6 資料2の2の(2)の「②入札参加条件の工夫」について、「下請実績や民間工事の施工実績を参加条件として認める入札を実施」とあるが、ジョイント・ベンチャー、いわゆるJVの場合、実績として代表構成員のみが選定されるケースが多いと聞いている。構成員の施工実績についても認めてもらいたいと要望する企業が多くあるが、現状と今後の可能性はどうなっているのか。

商業・サービス産業支援課長

- 1 意欲の高い商店街の集中支援策としてNEXT商店街プロジェクトを実施しており、令和2年度は、春日部市、狭山市、羽生市及び北本市の4地域を指定している。支援地域の選定に当たっては、昨年度に公募を行い、商店街の意欲、実施体制、実施内容、事業効果等を審査した。空き家対策については、地域の実情により取組内容は様々であるが、例えば創業希望者を対象とした空き店舗ツアーの実施やイベントに合わせたお試し出店などを実施している。昨年度は、支援を実施した8地域で合計50件の新規出店が実現した。中でも春日部市では、出店ニーズの高い飲食店の出店を促すため、オーナーに働き掛けて飲食店利用可能な物件開拓を進めたこともあり、15件の新規出店につながった。

金融課長

- 2 新型コロナウイルス感染症については、県内中小企業にも大きな影響を与えている。そのため、日本政策金融公庫や県制度融資への申込みが非常に増大している状況にある。県制度融資では、事業者からの申込後、金融機関での融資審査、信用保証協会での保証審査を経て融資が実行されるが、融資の申込みから実行までの平均的な期間は約2週間

から3週間程度となっている。個々の事案によっては、書類の不備などにより、平均的な期間を超えて時間がかかるものもあると承知している。県としては、金融機関に対して、提出書類の簡素化、融資審査の迅速化に向けた要請を繰り返し行っている。また、5月1日から創設した新型コロナウイルス感染症対応資金においては、金融機関ワンストップ手続として、金融機関が必要書類の事前確認や、市町村へのセーフティネット保証の認定に係る代理申請を行うことができるようにするなど、より効率的かつ迅速な手続を推奨し、支援している。また、信用保証協会に対しても繰り返し迅速化を要請しており、信用保証協会では、審査部門への人員のシフトや、土日勤務などに取り組み、審査日数を営業日ベースで令和元年度が平均5.3日のところ、令和2年度は5月末現在で5.0日に短縮している。日本政策金融公庫においても、人員増を図り処理の迅速化を行っていると聞いている。今後も引き続き、関係機関に対し迅速な審査を要請し、審査期間についても随時注視し、確認していきたい。

雇用労働課長

- 3 雇用調整助成金は国の制度であり、申請窓口はハローワークであるが、相談が殺到し、電話もつながりにくい状況であったため、埼玉労働局や埼玉県社会保険労務士会等の協力を得て、県内企業を対象に個別相談会を開催した。相談会は、県内10市で3月から6月までに合計19回開催し、391社が参加している。相談内容については、最初は制度の内容に関する相談が多かったが、最近は具体的な申請内容や申請書類の事前チェックなどが多くなっている。多くの企業から大変役に立ったという評価を頂いているため、7月にも相談会を計画している。
- 4 昨日発表された埼玉県の有効求人倍率は1.17倍、国の完全失業率は2.9パーセントであり、雇用情勢の悪化に伴う失業者数の増加が懸念されている。県では、平成24年にリーマンショック後の就職支援対策として、ハローワーク浦和・就業支援サテライトを開設し、国による職業紹介と県による就職相談、セミナーなどのサービスをワンストップで提供している。新型コロナウイルス感染症の影響下においても、ハローワーク浦和・就業支援サテライトを開所するとともに、新たに電話やWEBによる相談、動画セミナーなどを開催し、外出を控えている方に対しても支援を続けてきた。また、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を受け、6月15日からは新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら、就職支援セミナーや企業面接会を開催している。セミナーでは、新型コロナウイルス感染症時代の仕事の探し方やWEBでの面接対策などを取り上げている。加えて、こうした状況下でも雇用を伸ばしているなど安定した企業があることから、企業面接会に参加していただくとともに、こうした企業を集めた合同企業説明会も9月に予定している。引き続き、県内ハローワークとも連携しながら、新型コロナウイルス感染症の影響により失業した方の再就職をしっかりと進めていく。

県土整備政策課長

- 5 以前から、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後の我が国の景気後退を懸念する声はあったが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響で世界経済全体が大きく落ち込んでおり、来年度の県財政が大変厳しくなるのは間違いないと考えている。こうした中であっても、激甚化する自然災害への対応、老朽化が進む公共施設の長寿命化対策など待ったなしの状態と思っている。また、公共事業には景気対策という重要な役割もあるので、やるべきことをしっかりと進められるように努めていく。

入札課長

- 6 県では、工事の品質確保や完成に必要な施工実績を入札参加条件として定めている。JV工事の施工実績については、代表構成員の場合に限ることが多い現状にある。これは、出資割合とは関係なく、代表構成員が現場における品質確保、工程管理、安全管理などの全体のマネジメントを担っていることによる。その他の構成員となった県内企業については、JV工事の施工実績やノウハウを、次の工事受注に生かせるような環境づくりが重要であると考え。については、その他の構成員としての施工実績をどこまで認めているのか、まずは国や近県の取扱いを調査した上で、可能な限りJVのその他の構成員としての施工実績を認め、県内企業の受注機会を確保するように努めていきたい。

権守委員

- 1 資料1の2の「② 新たな産業の育成と企業誘致の推進」について、「『チャンスメーカー埼玉戦略』により企業誘致を推進」とある。現在、チャンスメーカー埼玉戦略Vにより3年間で150件誘致する目標に取り組んでいると思うが、1年目である昨年度は64件誘致し、目標に対して42パーセントの達成率であった。2年目である今年度のこれまでの状況と、下半期の見込みはどうなっているのか。また、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される中、150件の目標は達成できるのか。達成が厳しいと見込まれる場合、目標値を再検討する考えはあるのか。
- 2 平成17年度からこれまでの企業誘致の立地件数は1,118件と聞いているが、その中で撤退した企業数は把握しているのか。把握していない場合、その理由は何か。
- 3 資料1の4の「⑤ 新型コロナウイルス感染症による雇用への影響対策」について伺う。中小企業・個人事業主支援金の第1弾は6月15日に受付を終了しているが、6月17日時点で5万8,565件の申込みがあったと聞いている。この支給は全て完了しているのか。また、第2弾は今月17日が受付締切りであるが、6月17日時点で1万6,773件の申込みがあったと聞いている。申込件数について、現在の状況と最終的な見込みはどうなっているのか。さらに、業種別組合等応援補助金の受付は5月26日に終了しているが、最終的な状況はどうなっているのか。あわせて、交付は完了しているのか。

企業立地課長

- 1 新型コロナウイルス感染症の企業誘致への影響は、業種や企業により様々である。例えば、自動車業界では中国の工場停止の影響で国内工場の生産を一時休止するなどの影響も出ており、今後の設備投資への影響が懸念される。一方で、医療関係や健康用品を扱うメーカー、流通業ではニーズが増大し、新規の設備投資を計画するなどの動きもある。県としては、新型コロナウイルス感染症の影響等の企業の困りごとや要望を聴き、状況を把握する中で、設備投資意欲のある企業の立地を促進していきたい。なお、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言は解除されたものの、特に都内の企業は現在もテレワークを行うなど、経済活動の完全な再開までには今しばらく時間がかかるものと思われる。業種によっては、新型コロナウイルス感染症の影響がこれから出てくるとの声もある。今後、第2波が起きれば再度経済活動が制限されることも想定され、企業の立地ニーズがどうなるのか、正直、先が見通せないのが現状である。県としては、引き続き企業訪問等により情報をこまめに収集することで企業のニーズを把握し、積極的に支援していきたいと考えている。また、チャンスメーカー埼玉戦略Vの進捗については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、前年度に比べて3割から4割程度の件数

が減っている現状にあるが、残された2年間で目標を達成できるよう積極的に取り組んでいく。

2 操業後に撤退したのが45件、操業後に倒産したのが15件の合計60件である。

産業労働政策課長

3 中小企業・個人事業主支援金の第1弾については、今日現在で5万1,701件の交付決定を行い、交付割合は88パーセント、交付金額は105億7,710万円となっている。また、業種別組合等応援補助金については、81件の申請があり、審査の結果、51団体を採択した。現在、交付決定を進めており、早い場合では6月25日から補助金を交付できている。

先端産業課長

3 中小企業・個人事業主支援金の第2弾については、本日の9時時点で2万3,571件の申請を受け付けており、財務的な処理を終了したものが1万1,955件、入金済額は10億8,330万円である。今後の見込みについては、申請受付期間の約3分の2が経過した現時点での傾向で推移した場合、3万5,000件程度になると考えられる。なお、終盤になると駆け込み申請も多くなることが予想されるため、最終的な件数については何とも言えないが、今後も積極的なPR等を行い、必要な方に支援が行き届くように努めていく。

権守委員

中小企業・個人事業主支援金の第2弾の申請件数について、最終的な見込みが3万5,000件程度とのことであったが、当初、県では5万1,000件程度を予定していたと思う。支給に関して弾力的な運用に努めることとしている中で、当初予定よりも件数が減る理由は何か。

先端産業課長

第2弾の支援金は6月1日から申請受付を開始したが、その頃には新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が解除されており、事業を再開した企業が出始めていたこと、第1弾の支援金や国の持続化給付金が事業者の手元に届き始めたことなどが影響していると考えている。

藤井委員

- 1 資料1の2の「④ 観光の振興」について、今回開設したバーチャル観光ページの狙いは何か。
- 2 資料1の2の「⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業等の支援」について、「『埼玉県お持ち帰りグルメ応援サイト』でデリバリー、テイクアウトを促進」とある。県は比較的早く取り組んだことで、県内の事業者から感謝の声を多く頂いたところである。一方で、県の事業とは別に、既に同様の事業を行っている市町村がある。さいたま市内の事例になるが、事業者をサイトに掲載するに当たって、県と市の両方から協力依頼があり、重複ではないかという指摘を聞いている。については、市町村との連携に当たり、現状における課題は何か。また、今後、どのような展開を考えているのか。
- 3 資料1の4の「⑤ 新型コロナウイルス感染症による雇用への影響対策」について、「テレワーク導入に係る緊急相談会の開催や導入事業者への助成」とあるが、これまで

にどのような実績があったのか。また、迅速に対応する必要があるが、スケジュールは
どうなっているのか。

- 4 新型コロナウイルスに関する労働相談はどのようなものがあったのか。また、相談に
対してどのようなアドバイスを行っているのか。

観光課長

- 1 6月3日にバーチャル観光ページを立ち上げる以前は、都県をまたいだ観光の自粛が
要請されており、県内の主要観光地からもまずは新型コロナウイルス感染防止対策が優
先であるとの声が上がっている状況であった。一方で、自粛が解除される場合も念頭に
置くと、新型コロナウイルス感染症の状況に左右されない観光PRは重要であるとの認
識に立った。そこで、あたかも観光地を訪れているような感覚になれるVR動画や、W
EB会議で使える背景用の画像などを活用したバーチャル観光に取り組むこととした。
今後も新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、効果的な観光振興施策に取り
組んでいく。
- 2 県が4月にサイトを立ち上げたことが刺激となり、地域で同様の取組が開始された
という感謝の声も伺っている。なお、県のサイトに掲載する店舗の募集に当たっては、商
工団体から情報を頂くなど地域との連携に留意し、地域における取組に広がりが出るよ
うに工夫した。また、重複について委員から御指摘があったが、取組を行っている事業
者の情報については、県のサイトや地域のサイトなど、いろいろなアクセス方法があっ
てよいと考えている。県のサイトでは、専用のリンクページを設けて45団体のサイト
にリンクバナーを貼り、地域における同様の取組をアピールしているところである。今
後も地域としっかり手を結んで、デリバリーやテイクアウトに取り組む事業者の応援に
努めていく。

ウーマノミクス課長

- 3 テレワーク導入に係る緊急相談会は、3月から6月の間に県内各地で19回開催し、
79社の相談があった。また、導入事業者への助成は、4月臨時会で100社分のテレ
ワーク導入緊急奨励金を議決いただいた。5月18日に応募を開始したところ、321
社の応募があり、新たにテレワークの対象となる従業員数や割合、事務所所在地の新型
コロナウイルス感染状況、従業員の公共交通機関の利用状況などを勘案し、事業効果が
高いと考えられる100社を選定した。選定した企業に対して、中小企業診断士や社会
保険労務士などがアドバイスを行い、テレワークの速やかな導入を進めている。現在、
支給済みは2社であるが、残りの各社についても速やかに支給まで進めていきたい。ま
た、今定例会の補正予算に、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波に備えたテレ
ワーク環境の整備に資するため、300社分のテレワーク助成金を計上している。今後
も、既存のスキームの活用も含めて、テレワークの導入を支援していきたい。

雇用労働課長

- 4 新型コロナウイルスに関する相談は、3月から5月末までに469件あり、特に新型
コロナウイルスに係る緊急事態宣言が出された後に相談が急増した。相談内容で最も多
いものは、事業所の休業に伴う賃金に関する相談で111件となっている。次いで、件
数は少ないが、解雇に関する相談や労働安全衛生に関する相談である。特に賃金につ
いては、雇用調整助成金の支給要件や休業手当の計算方法、あるいはその妥当性などの相
談が労使双方から寄せられている。相談に対しては、雇用の維持が図られるように、個

別事案に応じて利用可能な支援制度や法的な対処方法などを丁寧にアドバイスしている。

藤井委員

バーチャル観光ページは主に情報発信の取組だと思うが、「埼玉みどころ旬感協議会」による情報発信や、PRに当たっての多言化の取組等との親和性や連携はどうなっているのか。

観光課長

バーチャル観光ページは、目で見て印象に残ることを重視して立ち上げた。既存の多言語ページ等も含め、パッと見て分かる形で埼玉の良さを伝えることにこだわっていききたい。また、場合によってはほかのページとの相互リンクや内容の一部引用等を行うとともに、より視覚に訴えるPRとなるように注力していききたい。

石川委員

- 1 資料1の2の「① 県内経済を支える中小・小規模事業者の支援」について、企業の海外展開支援におけるジェトロ埼玉との連携状況はどうなっているのか。また、今後の見通しはどうなっているのか。
- 2 資料1の2の「④ 観光の振興」について伺う。広域的な視点でのプロモーションについて、新型コロナウイルス感染症の影響後も見据えてとの説明であったが、現状はどのように進めているのか。特に、仮称「ゴールデンルート」の進捗状況はどうなっているのか。
- 3 資料1の4の「② 働くシニア応援プロジェクトの推進」について伺う。生涯現役実践助成金について、当初の交付予定は40社であったが、現状はどのような状況になっているのか。また、目標は達成できるのか。
- 4 資料1の4の「④ 障害者の就労支援」について、新型コロナウイルス感染症の影響下で、一番しわ寄せがありそうなのが障害者雇用である。今年度の新規事業として、事業協同組合と連携し、小規模事業者にも障害者雇用を進めることになっているが、現状はどのようになっているのか。
- 5 建設業における週休2日制の推進について、県土整備部の取組とは別に、労働行政を担う産業労働部としてはどのように取り組んでいるのか。また、進捗状況はどうなっているのか。

企業立地課長

- 1 令和元年11月にジェトロ埼玉が開設された。これまで貿易投資など多くの相談を頂いており、今年2月に開催した商談会では成約まで至るなどの成果を上げている。今年度、県内企業の海外展示会への出展支援などを予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、実施できるかは不透明な状況である。このような中、ジェトロ埼玉では、在宅勤務の方でも参加可能なオンライン形式によるセミナー、相談会、EC活用事業などを進めている。6月からは、県内企業とのオンライン商談会を開催するなど、新型コロナウイルス感染症の影響下でも企業の海外ビジネスをサポートしている。今後も、渡航ができない状況が長引く可能性が高いため、引き続き、オンラインでのビジネス支援を進めていく必要があると考える。ジェトロ埼玉との緊密な連携を図り、オンラインでの相談受付や商談設定など、新型コロナウイルス感染症の影響下でも有効な支援策を

講じていきたい。

観光課長

- 2 新型コロナウイルス感染予防の観点から、観光振興の取組も従前とは変わってくる。当面は対面での観光PRや働き掛けが難しいことから、まずはWEB等を活用した非接触型のPRに移行していくことを考えている。県民をメインターゲットに、身近で安心して楽しめる観光を提案していくこととし、市町村から新型コロナウイルス感染防止対策に万全を期している観光スポットの情報を集め、今月中旬にもサイトでの発信をスタートしたい。また、まち歩きや街道めぐりも重要なコンテンツである。県では、川越、秩父及び長瀨をSAITAMAプラチナルートとしてアピールしているが、東部地域に目を向けると日光街道の六宿も大切な観光資源であることから、WEBでのPRを既にスタートしたところである。こういったコンテンツが皆様に楽しんでいただけるのかを分析しながら、観光振興施策に取り組んでいきたい。

シニア活躍推進課長

- 3 助成金の申請は6月1日から受付を開始しており、同月末までの申請は17件である。昨年度は、同様の受付開始で6月末までに18件の申請があり、同期間でほぼ同じ件数となっている。昨年度の申請受付状況であるが、6月当初の申請件数が多く、その後は少ない時期が続き、受付終了となる11月に多くの駆け込み申請があって、最終的には46件となった。今年度についても、今後、シニア活躍推進宣言企業にメールマガジンで周知することなどにより、目標を達成できる見込みである。

雇用労働課長

- 4 事業協同組合と連携した障害者の就労支援事業は、小規模事業者を対象にした事業であるが、規模の小さな企業ほど新型コロナウイルス感染症の影響で消耗しており、新たな雇用を生み出せるような状況ではない。まずは企業が雇用を維持し、業績が回復基調につながるように、国や県の支援制度等の案内を行っている。引き続き、事業協同組合の事務局と定期的に情報を交換し、企業が新たな雇用ができるまで業績が回復した後、事業協同組合と連携した就労支援が実施できるように努めていきたい。
- 5 土木・建設現場における週休2日制の導入などは、企業自らの取組だけでなく、発注者にも広く働き掛けていく必要がある。このため、国、労働団体及び経済団体の代表で構成する埼玉県公労使会議において、県内企業の長時間労働の是正に共同して取り組んでいる。昨年度は、7月から11月までの「働き方改革推進期間」を定め、「県内一斉ノー残業デー」や5日以上の子休の取得を呼び掛けたほか、同公労使会議の構成員がリレー形式で開催するセミナーで、県内建設事業者の好事例の紹介などを行った。今年度は、同公労使会議で作成するポスターに、下請関係、取引先との関係で短納期発注を行わないように求めるメッセージを記載し、建設業の週休2日制の導入などの長時間労働の是正について、県内企業に広く働き掛けていく。

委員長

審査の途中であるが、委員会室の換気、手洗い、うがい等の励行のため、暫時休憩する。
なお、再開は、午前11時12分とする。(11:07)

委員長

ただ今から、委員会を再開する。

(1 1 : 1 3)

秋山委員

- 1 資料1の2の「⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業等の支援」について、県民の方から、中小企業・個人事業主支援金の締切りが早すぎるとの苦情や、気付かないうちに第1弾が終わってしまったとの声を頂いている。県にはどういった声が届いているのか。また、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波に備えて、今後、同様の制度を設ける場合には、例えば年間を通じた申請期間にするなどの改善が必要だと思うが、どのように考えているのか。
- 2 事業者から、県制度融資の使い勝手に問題があると聞いている。具体的には、据置期間について3年から5年となっているが認めてもらえない、償還期間についても10年ではなく7年になっているなどである。据置期間や融資期間について、もっと弾力的な対応が必要と思えるが、県にはどのような声が届いているのか。また、改善が必要だと思うが、どのように考えているのか。
- 3 資料1の4の「① 中小企業と多様な人材のマッチングを支援」について伺う。新型コロナウイルス感染症については、30代から40代の就職氷河期世代のとりわけ非正規の方への影響が大きいと思うが、県としてこれら非正規の就職氷河期世代の方に特化した支援は検討しなかったのか。また、県庁内での正規の仕事に積極的に門戸を開くことについて、どのように検討しているのか。
- 4 資料1の4の「⑤ 新型コロナウイルス感染症による雇用への影響対策」について、雇用調整助成金などの相談をワンストップで対応したとのことだが、相談窓口について、国や市とも連携してワンストップで対応する体制を検討しているのか。
- 5 資料2の2の「(3) 就労環境の改善と担い手の確保・育成」について、建設労働者の適正な賃金の確保は非常に重要と考えるが、県ではどのような調査を実施し、対策を行っているのか。
- 6 昨日、「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」の3回目が開催され、様々な取組が決定されたが、今後、施策にはどのように具体化していくのか。

産業労働政策課長

- 1 県では、新型コロナウイルス感染症に係る支援窓口を一本化するためにコールセンターを設け、県民の皆様からの様々な相談やクレームなどに対応している。相談で多かったのは書類の書き方などであるが、クレームでは県外本社が対象とならないことに関するものが多かった。申請期間についても数件頂いた。第1弾については、当初の見込みでは申請件数を約4万7,000件と想定して予算を積算したが、5万件を大きく超える申請が行われている。また、県としても、ホームページやSNSはもとより、市町村や商工団体と連携するなど、ありとあらゆるチャネルを使ってPRを行ってきた。制度について知らなかった方について、そうした声があることは承知しているが、個別に対応するのは難しいと考えている。

金融課長

- 2 経営安定資金と経営あんしん資金の据置期間については、前年度までは基本的に1年以内としていたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、4月に3年以内に延長した。5月には、更に5年以内に延長した。これは、5月に創設した、当初3年間無利子・

保証料ゼロの新型コロナウイルス感染症対応資金の据置期間が5年となっていることに合わせたものである。具体的な据置期間は、金融機関や信用保証協会が事業者と相談の上で設定しているが、融資期間10年で据置期間を5年とした場合、残りの5年間で融資額全額を返済することになり、事業者の返済負担が重くなるため、事業者の返済計画に負担が生じないように、1年ないし3年程度としている事案が多くなっている。県においても、事業者から据置期間5年を希望したが、金融機関との話合いの結果、3年に短くなったというような話があることは聞いている。県では、金融機関や信用保証協会に対し、据置期間などの融資条件を柔軟に設定するよう要請しており、事業者の負担も踏まえ、丁寧な説明を行うよう伝えている。経営安定資金と経営あんしん資金の融資期間については、前年度まで7年としていたものを10年以内に延長し、返済負担の緩和を図ったところである。また、4月からは緊急借換資金を創設し、さらに、最長10年にわたって借り換えることができる制度を用意しており、これらの制度を活用することで、返済負担の緩和を図っていただきたいと考えている。今後とも、金融機関や信用保証協会に対し、柔軟な対応を行うよう繰り返し要請していきたい。

雇用労働課長

- 3 就職氷河期世代の支援事業は、非正規労働者を対象に正規雇用での就職を目的とした事業であり、「30代・40代でも大丈夫！正社員になろうプロジェクト」として実施している。主な対象者は、正規就労を希望しながら非正規でいる方や長い間働いていない方であるが、新型コロナウイルス感染症の影響で離職した方も対象としている。現在、企業を募集しているが、雇用を更に伸ばそうとしている企業や、安定して事業を行っている企業から、求人票は既に集まってきている。企業も厳しい人手不足を経験しており、この機会に良い人材を確保したいという話も聞いていることから、就職氷河期世代の方の意向を丁寧に確認し、マッチングしていきたい。なお、庁内の雇用に関しては、総務部が担当しているため、そういった発言があったことを伝える。
- 4 雇用調整助成金は国の助成金であり、ハローワークが申請窓口である。県の緊急相談会は、国の窓口が混雑していることから開催したものであり、埼玉労働局やハローワークからも職員に応援に来てもらっている。社会保険労務士も雇用調整助成金の申請書の審査に手慣れた者が対応している。また、事前の申請書類のチェックも行っており、申請できる状態になるまで相談会で対応している。今後は、対応時間を伸ばして支援することとしており、7月も2回開催することを計画している。

建設管理課長

- 5 建設労働者の適正な賃金の確保に当たっては、建設業者の対応が重要だと考えており、コンプライアンス研修の場などを通じて、適切な下請け契約等について、法令遵守を指導している。また、県発注工事においては、元請・下請関係の適正化に努める旨の誓約書等を、契約時に受注者から提出させて確認を行っている。さらに、県では、就業環境の改善や将来にわたる担い手の確保・育成を目的として、労働環境調査モデル工事を試行している。このモデル工事では、就業規則の策定、雇用契約などの労働条件、社会保険の加入などに適正に対応しているかを、契約時に受注者からチェックリストで提出させて確認するとともに、工事完了時には、技能労働者への賃金の支払状況の確認を行っている。

産業支援課長

- 6 昨日、ワーキングチームから提言を受け、戦略会議として取り組むべき社会実装を決定した。今後は、戦略会議のメンバーである国、経済団体及び県が各々の役割を分担して実施していく。県についても、役割に応じてしっかりと取り組んでいく。

秋山委員

- 1 中小企業・個人事業主支援金について、特に改善は必要ないという答弁だったと思うが、私は改善が必要だと考える。中小企業ではなく、個人事業主にはどの程度支援金が支給されているのか。
- 2 建設労働者の適正な賃金の確保のために、県はどのような調査を行っているのか。あるいは、ほかに調査している機関があるため、県は調査を行っていないのか。

産業労働政策課長

- 1 支給件数の内訳は、個人事業主3万7,950件、法人1万3,751件となっている。個人事業主が多くなっている。

建設管理課長

- 2 労働環境調査モデル工事で調査を行っており、昨年度は20件試行の目標に対して25件を発注したところである。その中で、下請を含めた技能労働者への最終的な賃金支払状況等の確認を行っている。

梅澤委員

- 1 資料1の2の「④ 観光の振興」について、広域的な観点でのプロモーションは、市町村ではできない県の役割として非常に重要である。日光街道の宿場めぐりの取組についても、歴史好きな人は県を越えて観光に訪れていることから、他県との連携も含めた広域化が必要であると考えますが、どのように取り組んでいるのか。
- 2 資料2の2の(1)の「② 発注・施工時期の平準化」について伺う。公共事業については、3月の予算成立後に発注、契約、設計、施工となる流れを踏まえると、4月から6月は工事が少なくなる傾向にある。県土整備部では、建設業の経営の安定化のため、施工時期の平準化率を90パーセント以上とする目標を掲げているが、どのように達成するのか。

観光課長

- 1 テーマ性がある観光素材を軸に据えて、他県と連携して幅広く誘客していくことは重要である。新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントは中止になってしまったが、この4月から6月にかけて群馬県とJR東日本が「群馬デスティネーションキャンペーン」を主催した。同キャンペーンにおいては、「絹遺産つながり」という切り口で、本県も連携してパンフレット制作など様々なPRを行った。今後も、観光客に訴える力があるものや、より本県観光の魅力が伝わるものは何かという観点で、他県と連携していきたい。

建設管理課長

- 2 ゼロ債務負担行為を設定することで、前年度のうちに契約を締結し、4月からすぐに工事を開始する取組や、前年度のうちから積算を進めて新年度になったらすぐに発注を

できるようにする取組等により、4月から6月の事業量を確保している。また、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、国土交通省が中心となって全国各地域の平準化率の指標を示しているほか、実績の全国調査や公表を行っている。そうした全国的な取組の中で、県や市町村は工程表を定め、平準化に努めているところである。

田並委員

- 1 資料1の2の「② 新たな産業の育成と企業誘致の推進」について、「『チャンスメーカー』埼玉戦略」により企業誘致を推進」とあるが、市町村とはどのように連携しているのか。
- 2 資料1の4の「④ 障害者の就労支援」について、新型コロナウイルス感染症の影響があった場合、どのような対策を行うのか。また、特例子会社の場合は現場が見えにくくなっているが、市町村や国の委託機関等とはどのように連携を取って、障害者の職場定着を図っているのか。
- 3 資料2の2の(1)の「① 計画的な執行」について、建設業界からは、新型コロナウイルス感染症の影響により資材が不足しているとの声があるが、県の公共事業ではどうなっているのか。また、資材が高騰した場合や、資材不足により現場で施工ができない場合には、どのように対応するのか。

企業立地課長

- 1 県が把握した企業ニーズにおいて、具体的な地域の希望がある場合は、県から該当する市町村に対して情報提供を行い、共同で企業訪問等を行っている。市町村が把握したニーズにおいて、県の補助制度などの支援策と連携して進めることが必要となった場合は、市町村から情報提供があり、一緒に誘致活動を行うこともある。いずれにしても、案件に応じて、最も効果的であると考えられる方法を選択しながら、市町村と連携して企業誘致活動を行っている。

雇用労働課長

- 2 新型コロナウイルス感染症の影響で、特に小規模事業所は雇用が厳しくなっている。埼玉県障害者雇用総合サポートセンターでは、現在、企業への訪問は難しいため、電話やメールで状況を確認しているほか、まずは障害者の雇用の維持に努めてもらいたいということで、国や県の支援制度を積極的に紹介している。何とか雇用率を確保できるよう、企業に協力いただくようお願いしている。また、埼玉県障害者雇用総合サポートセンターでは、市町村の支援センターや国の委託機関と常に連携して事業を行っている。例えば、年に数回、関係機関を集めた連携会議を開催するほか、研修も共同で開催している。市町村の支援センターなどで初めて業務に携わる方向けの研修について、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりWEB形式で開催した。また、企業訪問する際も、市町村の支援センターの職員などが一緒に訪問して、企業を支援している。

建設管理課長

- 3 3月頃の新聞記事では、建築資材が中国から入ってこないとの一部報道もあったが、4月から5月頃に落ち着いたと聞いている。なお、土木資材についてはひっ迫するような状況はなかった。また、資材の高騰については、単価が5パーセント変化した場合には、単価変更の対応を取ることとしている。今後の状況に応じて対応していく。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により現場が稼働できない状況となった場合には、国

と同様に受注者からの申入れを受け、受発注者間で協議を行った上で、工期延期や一時中止などの対応を図ることとなる。

新井委員

資料1の2の「⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業等の支援」について伺う。新型コロナウイルス感染症の影響により、ある企業が支援を受けたいと制度融資を申込んだところ、当該企業の経営が元から厳しく、既存の借入金の返済期間等のリスケジュール中であったことから、融資を受けられなかったと聞いている。リスケジュール中に追加の融資を受けることが厳しいのは分かっているが、このような事例を県は把握しているのか。

金融課長

県は、金融機関や信用保証協会に対して、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業への融資に当たっては、柔軟な対応を行うよう繰り返し要請している。金融庁も、条件変更やリスケジュールなどの形式的な事象のみで判断することなく、配慮するよう通知している。県制度融資においては、リスケジュールなどの返済期間の延長のみをもって融資が受けられなくなることはないが、融資は返済を前提としたものであるため、事業者の資金計画や返済能力などを総合的に判断した結果、融資には至らないという案件が生じることは承知している。県は、金融機関や信用保証協会が行う個別の審査案件には関与できないが、可能な限り柔軟な対応に努めるよう、引き続き要請していきたい。また、結果のいかんを問わず、審査内容等について丁寧な説明を行い、適切な助言を行うよう、今後とも依頼していきたい。

新井委員

平常時であればともかく、現在は新型コロナウイルス感染症の発生という緊急事態下であることを踏まえ、柔軟な対応の徹底をお願いしたい。(要望)